

障がい者である職員の任免に関する状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）第 40 条第 2 項の規定により、令和 5 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免に関する状況について公表します。

浜田市
浜田市議会
浜田市消防本部
浜田市上下水道部

記

機 関 名	法定雇用率算定の 基礎となる職員数	障がい者 雇用人数 (算定後人数)	法定雇用率	実雇用率	不足数
浜田市（浜田市議 会、浜田市消防本部 及び浜田市上下水 道部を含む）	772 人	21 人	2.6%	2.72%	0 人

- ※ 法定雇用率の算定の基礎となる職員数には非常勤職員（週の所定勤務時間 20 時間未満勤務の職員を除く。）を含む
- ※ 障がい者雇用人数は、障がい者である職員の任免に関する状況の通報に基づき算定した人数
- ※ 障がいの種類や程度については、個人の特定につながるおそれがあるため非公表

障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定により、令和 5 年度の実施状況を公表します。

浜田市
浜田市議会
浜田市消防本部
浜田市上下水道部

記

評価年度：令和 5 年度

1 目標の達成状況

	目 標	実 績
① 障がいのある職員の採用に関する目標	令和 2 年 6 月 1 日時点で実雇用率 2.5%	令和 5 年 6 月 1 日時点で実雇用率 2.72%となり、法定雇用率を超えた。 (※「障がい者である職員の任免に関する状況」参照)
② 障がいのある職員の定着に関する目標	各機関において不本意な離職者を極力生じさせない	令和 5 年度末時点で定着率は 88%であり、不本意な離職者を極力生じさせないよう努めた。

2 取組内容の実施状況

	主な取組内容	実 績
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障がい者雇用の推進及び計画の実施状況の点検・見直し等を行うため、障害者雇用推進者、各機関の責任者及び関係課長等による協議・検討会議を設置する。 ○ 組織内の人的サポート体	・ 各機関事務局等の長等を構成員とした協議・検討会議の体制を整備している。 ・ 障害者雇用推進者、障害者

	主な取組内容	実 績
	制を整備するとともに、組織外の関係機関とも連携する。	職業生活相談員をそれぞれ配置するとともに、障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した。また、採用活動に当たっては、外部機関の協力を得た。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 人事評価や人事ヒアリング等の面談時に、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点検し、必要に応じて見直し等の検討を行う。	・ 採用に当たっては、障がい者の特性に応じた業務を創出した。また、採用（異動）後において業務等の見直しが必要となった場合には随時対応した。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 新規採用した障がい者については、定期的に面談等により必要な配慮等を把握して必要な措置について検討し、働きやすい環境づくりに努める。 ○ 中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。	・ 所属長面談、相談員面談及び人事ヒアリングにより、勤務状況及び必要な配慮等を把握し、機器の整備やバリアフリー化等の整備等を行い、また、障がいの特性に配慮した早出遅出勤務制度を整備し、働きやすい環境づくりに努めた。 ・ 当該職員と面談等を行い、特性に応じて職務の選定等を行い、人事異動において配慮した。